明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・法務一）　三
○一般振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令（同二）　三
○特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・法務・財務一）　六

〔告　示〕
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件、及び公職選挙法第九十三条の規定により国庫に帰属した国債の買入消却に関する件（財務二二～二五）　一
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働二四）　二
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境二六～五六）　二
○届出事業者の住所を変更した件（同五七、五八）　二
○承認事業者の住所を変更した件（同五九、六〇）　二
○少数生産車の型式について承認を取り消した件（同六一）　二

〔官庁報告〕
官庁事項
技能実習制度推進事業運営基本方針の改正について（厚生労働省）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、国民年金基金連合会個人型年金規約の一部を変更する規約、全国健康保険協会定款の一部変更、平成二十一年度管理業務主任者試験合格者関係　一六
地方公共団体
解散命令、行政死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一六
会社その他
会社決算公告　一六

府令・省令

○内閣府・法務省令第一号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）第六十一条の規定の施行に伴い、並びに社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）及び社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年一月二十二日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
法務大臣　千葉　景子

社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令

社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　社債の振替（第三条―第十条）」を「第二章　社債の振替（第三条―第十条）
第二章の二　受益証券発行信託の受益権の振替（第十条の二―第十条の八）」に改める。

第二条中「第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）」の下に「、第百二十七条の四第六項」を加える。

第三条第一項第一号ホ中「当該振替社債」の下に「の」を加え、同条第七項第一号リ中「適格機関投資家私募」の下に「、特定投資家私募」を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　受益証券発行信託の受益権の振替

（受託者等の口座を知ることができない場合における通知）

第十条の二　法第百二十七条の六第一項に規定する主務省令で定める場合は、信託の併合又は信託の分割に際して振替受益権を交付する場合とする。

（受託者が受益者等の口座を知ることができない場合における通知者）

第十条の三　法第百二十七条の六第一項に規定する当該受託者に準ずる者として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者とする。

一　信託の併合に際して振替受益権を交付する場合　信託の併合により消滅する信託の受託者

二　信託の分割に際して振替受益権を交付する場合　分割信託（信託法第百五十五条第一項第六号に規定する分割信託をいう。以下この章において同じ。）の受託者又は新規信託分割における従前の信託の受託者

（受託者が受益者等の口座を知ることができない場合における通知の相手方）

第十条の四　法第百二十七条の六第一項に規定する受益者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者とする。

一　信託の併合に際して振替受益権を交付する場合　信託の併合により消滅する信託の受益者又は質権者

二　信託の分割に際して振替受益権を交付する場合　分割信託又は新規信託分割における従前の信託の受益権の受益者又は質権者

三　前二号に掲げる場合のほか、発行者がその受益権について法第十三条第一項の同意を与えようとする場合　当該受益権の受益者又は質権者

（受益者等に対する通知事項）

第十条の五　法第百二十七条の六第一項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める事項とする。

一　信託の併合に際して振替受益権を交付する場合　その旨

二　信託の分割に際して振替受益権を交付する場合　その旨

三　前二号に掲げる場合のほか、発行者がその受益権について法第十三条第一項の同意を与えようとする場合　その旨